

望む振興会の育成強化

振興会運営の適否は将来の 加治木町行政を大きく左右する

自立による振興小組合や
農業協同組合を主幹とする
実行小組合等ありて行政
の末端浸透に幾多の支
障あり、これを整備統
し受入れを一本にし、そ
の枠内部門において前記
各種の活動を円滑に而も
完全にそれぞれその目的

第一、基準設置の基
本方針
当時の末端組織の變更
はいろいろの歴史があり
特に現在の囑託員制度は
画期的な試みとして昭和
二十七年四月発足したの
であるが、その結果は不
充分で公民館活動や経済

第二、振興会の組織
運営の基本方針
一、振興会の組織及び会
員の加入、脱退は、地
域成員の社会意識に基
づく自由意志によつて
決定しなければならぬ
が、部落員は極力会
員となるよう心がけ、
その運営は会員の理解と
協力によつてあつてま
で民主的に行わねば不
可。

三、振興会は、その組織
及び機能の上から総合
的地域団体の性格を持
つものであること。
四、振興会は、政治の中
に偏した政治活動を行
わないこと。

五、振興会が地域の行政
に協力することは、会
員の自治能力を涵養し
行政効果を高める等寄
与するところ頗る大で
あるが、これは漸を追
つて社会的要請と振興
会の自発的意志による
こととして、発足当初
の段階では地域行政の
広報活動及び住民の重
要な権利義務又は公共
の利害に關係する事項
の周知徹底、共同精神
意欲の高揚に重点をお
き、無統制に補助的活
動を依頼することのな
いよう措置すること。
六、振興会の町行政に對
する協力は町政が円滑
なる運営を図ることが
でき益々發展するよう
常に緊密なる連絡を保
ち、調査並に報告等に
も協力するよう措置す
ること。

第七、公共的諸団体
との調整連絡
一、公共的諸団体は、夫
々特定の公共的的目的
をもつ獨立団体であるが、
その会及び地域の構成
又は財源等を振興会地
域内に求め、或は事業
の面で振興会活動と性
質を同じにする等振興
会々員の共同利害に
影響するところが大き
いので、振興会は総合
的地域団体の性格上、
これら団体の獨立性を
侵さない範圍で次のよ
うな調整連絡上必要な
組織と機能を持つこと
が望ましい。
一、事業活動の性質を
同じにするものは、
振興会内にその活動
機構を設けて処理し
内部的には地域内を
対象とする振興会活
動とし對外的にはそ
の組織を以て獨立団
体の活動として運営
する。
二、団体（又はその下
部組織の場合を含む）
の地域又は構成員
が振興会をその
々同じである場合は
団体の長は振興会の
長が兼ねるか、或は

第八、會費
一、會員は會費を負担す
る。
二、會費の標準は、振興
会本来の目的に要する
經費を限度として定め
ること。
三、會費の負担額等に差
等を設ける必要がある
ときは、全平均額に對
し會員の資力を考慮し
最低標準額を算出し、
最低標準額より差等
を設けるか或は一口的
最低額を定め資力に應
じて任意に數口を負担
する等最低負担力に標
準をおく。
第九、役員
一、役員は、会長、副会
長、理事、監事及び諮
問機関として相談役等
をおくことを通例とす
る。
二、理事は、別項「機構
」の区分より事業部
制を設けたときは、そ
の部長又は副部长とな
り、又地域班を設けた
ときはその班長等を担
當するものとする。
三、監事は、一般会務及
び會計を監査しその結
果を役員会及び總會に
報告する。
四、役員を選出する方法に
ついては、民主的方法に
よると共にその活動を
能率化するため概ね次
の方法によるのが適當
である。
一、会長、副会長、及び
監事は總會で定める。
二、理事は「二」の職能
により一部は各地域班
で推薦し、会長が總會
に諮つて指名する。
三、諮問相談役は、会長
が總會に諮つて委嘱す
る。
五、役員任期は顧問相
談役を除き二年を標準
とする。
六、補欠の役員は前任者の
存続期間とする。
第十、會議
一、總會は總會と役員會
とし、必要に應じ部会
又は地域班の會議を行
う。
二、總會は、定例總會と
臨時總會とする。定例
總會は四月（會計年度
當初）に開き、予算及
年度事業計画の決定又
は決算及び事業報告の
認定、規約の改正、役
員選任等を行い、臨時
總會は会長が必要と認
めるとき、又は會員の
三分の一以上から附議
事項を示して請求があ
つたときに開き必要事
項を審議する。
三、役員會は、会の運営
その他必要事項を審議
する。
四、總會及び役員會は会
長が招集する。
五、役員會は半数以上の
出席を以て開會する。
六、總會及び役員會の議
事は出席者の總會によ
り決定するものを原則
とする。採決を要する
ときは出席者の三分の
二以上の同意を以て決
定すること。
第十一、機構
一、會務を処理するため
必要あるときは業務別
の「部」を設けるを適
當とする。「部」の編
成はその振興会の事業
活動により適當に設け
るが概ね次のようであ
る。
イ、自治的機構
庶務部
會計部
庶務部
産業部（農、工商、
畜、林）
二、公共的諸団体との調整
連絡、行政諸機関との
連絡等。
イ、共榮的機能
商店街共同施設、地
元發展施設等。
三、連络調整機能
公共的諸団体との調整
連絡、行政諸機関との
連絡等。

第十二条 この会に則り
算、預算、收支會計、簿
會計、公文書會計、民
館活動關係、經濟振興活
動關係、町役場關係、民
主団体關係、その他各部
門別（其の他他部關係考
法令、文獻等を備付ける）
第十三条 この会の運営に
必要な事項は別に定め
る。
附則
この規約は、昭和三十
年四月一日から施行す
る。

月三十一日に終る。
一、経費は維持費、寄附
金、事業収益金、補助
金その他をもつてあて
る。
第十四、その他
向次の部落振興会の規
約案は一應のひな型を
示したのであつて部落
の現状、立地條件にそ
くした考えのもとに構
成された。
第十五、會計
一、會計年度は、毎年四
月一日に始まり翌年三
月三十一日に終る。
二、副会長は、会長を輔佐し、會長不在のときこれを代
理する。
三、部長は、所管の部の運営に當る。
四、役員は、役員會において会の運営その他必要事項を
審議する。
五、監事は、年一回以上この会の運営事務（會計を含む）
を監査し、その結果を總會及びその他の機会に公表
する。
六、役員は、第五條の任期が満了しても後任者が就任す
るまでは、なを、その職務を行わなければならない。
第八条 この会を運営するため總會、役員會、執行部
会をおく。
二、總會は、各代表者をもつて構成し、会長は毎年定期
總會を三月（四月）又は、必要に應じ臨時に招集し規
約の改正予算、年度計画、役員選出及び決算の承認、
その他この会の重要事項について審議決定する。
三、役員會は、役員をもつて構成し、必要に應じ會長が
招集し議決する事項を審議する。
一、總會に提案する原案。
二、總會において委任された事項。
三、その他重要事項。
四、執行部會は、各部長副部长をもつて構成し、必要に
應じ又は、毎月定期的に會長が招集して各部相互の連
絡統合計画並びに總會、役員會への提出事項を研究審
議する。
九、總會及び役員會は、構成員の過半数の出席者
をもつて成立し、議長は出席者の三分の二以上の同意
をもつて決する。
第十條 この会の會計年度は、毎年四月一日に始まり翌
年三月三十一日まで終る。
第十一條 この会の経費は、維持負担、寄附金、使用
料、手数料、事業収入及び補助金をもつてこれに充て
る。

加治木町〇〇部落
振興会規約(準則)
第一条 この会は、加治木町〇〇部落振興会といふ、
事務所を〇〇におく。
第二条 この会は、保障補助の精神に則り、町民相互
の親睦を図り、交通、産業、文化の発展と、共同の福
利増進のため経済自立の奨励を以て目的とする。
第三条 この会は、〇〇部落在住者をもつて組織する。
第四条 この会を運営するため、機構を左の通り定
める。
議決部(最高議決機関)
役員會(總會に代る議決機関)
庶務部(企画、庶務會計、集會、その他)
産業部(經濟振興活動)
文化教育部(公民館運営活動)
保健衛生部
保安部(防犯、防火)
婦人部(生活改善部)
青少年部
奉仕部(土木、その他基本財産
納税貯蓄部)
第五條 この会に、左の役員をおき任期は二年とする
會長一人、副會長一人、部長(理事)各一人、
副部長二人、監事三人、相談役若干人。
第六條 役員は、總會において選出する。
但し、部長はその職能により推薦し、會長が總會に諮
つて指名することができる。
但し、副會長は、庶務部長をもつて充てる。
第七條 役員に欠員を生じ、補充として選出された職員は
期は前任者の存続期間とする。
第七條 會長は、この会の運営を総理して、会を代表
し會議の議長となる。

第十二条 この会に則り
算、預算、收支會計、簿
會計、公文書會計、民
館活動關係、經濟振興活
動關係、町役場關係、民
主団体關係、その他各部
門別（其の他他部關係考
法令、文獻等を備付ける）
第十三条 この会の運営に
必要な事項は別に定め
る。
附則
この規約は、昭和三十
年四月一日から施行す
る。

陽春櫻木の時期も、つ
かすきて、自然萬物がい
よいよ寢床をけつて活動
を始めよう。
新しい議員のたん生を見
、役場も昭和三十年度新
しい門出をなす。
農村においても一年分の
食糧確保に万全を期する
多忙の時となる。商工業
も然り。
夫々の町村一果、一圃に
おいても其の状勢必ず
しも旧慣を踏襲せず今日
の體験を明日の備えに
めまぐるしく變換なり
なる。
このときに際しお互い眞
重であらねばならぬと思
う。即ちよく診斷し其
の實態、原因を捉へ自ら
の力を知り、其の上に立
派な計画を皆んなで語り
合ひ、そしてそれが実を
結ぶように、
果は經濟自立化運動の四
年目を迎えた、この際何
とかして貧乏から抜け出
したいものだ。この意味
で町政でも振興會組織を
考案したわけが、一期一夕
には行かないが、まげて
祈願するところは、これ
が町振興の基盤……母体
……となるよう一日も早
く……
町民各位の御健康をお祈
りすると共に御協力をお
願ひいたします。
防犯措置を願ひます。

